

(趣旨)

第1条 この要綱は、新上五島町ごみ収集カレンダー（以下「カレンダー」という。）に掲載する
広告に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基本原則)

第2条 広告の掲載に当たっては、次に掲げる基本原則を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容が公正で真実であること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法規及び社会秩序を守るものであること。

(広告主の範囲)

第3条 広告主の範囲は次に掲げるものとする。

- (1) 公共交通機関、電力会社、ガス事業者その他これらに類するもの
- (2) 町内の商店街・専門店、観光事業者その他これらに類するもの
- (3) その他町長が適当と認めるもの

(広告掲載の範囲)

第4条 前条の基本原則に基づき次に掲げるものは掲載しない。

- (1) 政治性及び宗教性のあるもの並びに選挙関係のもの
- (2) 意見広告及び名刺広告に類するもの
- (3) 風俗営業及びこれに類するもの
- (4) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) その他、掲載することが適当でないと町長が判断したもの

(広告の規格及び掲載料等)

第5条 広告の規格は次のとおりとする。

- (1) サイズ 1 枠 縦3.0cm×横14.0cm
- (2) 掲載料 1 枠当たり (A版・B版共通) 1 月につき 5,000円 (広告主 1 人につき 1 枠を原則

とする。)

(3) 掲載の期間 6月単位とし、連続する掲載期間は各年度最大12月とする。

(4) 掲載予定枠数限度 4枠(2枠×2期分)

(5) 紙面上の配置 カレンダー最下部

(6) 刷り色 カレンダーと同様

(広告掲載募集及び申込み)

第6条 広告掲載の募集は、広報しんかみごとう又は新上五島町ホームページにより行う。

2 広告主が広告掲載の申込みをするときは、次によるものとする。

(1) 掲載希望年度の前年11月30日(土曜日、日曜日の場合は、休み明けの平日)までに広告掲載申込書(様式第1号)及び広告原稿(データとプリントアウトしたもの)を、環境課に提出すること。

(2) 掲載する広告のデータは次のいずれかとする。

ア 広告全体を写真画像としたもの

イ 広告全体を画像としたもの

(3) 広告の掲載位置は、環境課長が決定する。

(広告掲載決定)

第7条 町長は、広告主から広告掲載申込みがあったときは、この要綱の規定に適合するか否かについて審査の上、速やかに広告主に対し、広告掲載(否掲載)決定通知書(様式第2号)を送付するものとする。

2 募集枠を超えたときは、抽選とする。

3 町長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは広告主に修正を求めることができる。

4 町長は、第1項に規定する審査に当たっては、次条の広告審査委員会の意見を聴かなければならない。

(広告審査委員会の設置)

第8条 広告の掲載の適否について審査を行い、町長に意見を具申するため、庁内に広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の構成)

第9条 委員会は総務課長、環境課長、観光商工課長、総合窓口課長をもって組織し、委員長には環境課長を充てる。

2 委員会の事務局は、環境課廃棄物対策班に置く。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、カレンダー完成品の確認後15日以内に、町が発行する納入通知書により掲載料を納付するものとする。

(広告掲載料の返還)

第12条 広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できないときは、広告掲載料を返還する。

(広告掲載の取消し)

第13条 町長は、次の場合、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主または広告内容が不相当と判断した場合

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。